



東海市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度 利用の手引き

東 海 市

<令和6年4月改正>

目次

1	はじめに	1
2	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは	1
3	定義	2
4	宣誓をすることができる方	2
5	宣誓手続きの流れ	4
6	宣誓時に必要な書類	5
7	近親者等の記載の削除	8
8	宣誓証明書等の再交付	9
9	宣誓内容の変更	10
10	宣誓証明書等の返還	11
11	自治体間連携について	12
12	宣誓の無効	13
13	Q&A	14

1 はじめに

東海市では、男女共同参画基本計画を策定し、「個性を認め合い いきいきと活躍できるまち」をテーマに掲げ、性別などに関わらずそれぞれの個性を活かし、多様な生き方、働き方ができる社会の実現を目指しています。

その一環として、パートナーシップを形成しようとする方々が宣誓を行い、その宣誓を市が証明する「パートナーシップ宣誓制度」を令和5年4月から導入しました。さらに、令和6年4月から「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」とし、パートナーシップ及び、パートナーシップにある者のほかに、三親等内の近親者も希望する場合は、宣誓証明書等へ名前を記載できるように制度の対象となる者を拡大しました。

この制度は、婚姻制度とは異なり、法律上の効力（相続、税金の控除等）が生じるものではありませんが、性的マイノリティの方々をはじめ様々な事情により婚姻制度を利用することができない方々の生きづらさの軽減を図るとともに、市民や事業者に本制度に対する理解が広がり、お互いの人権を尊重しながら、共生できる社会の実現を目指すものです。

2 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、同性・異性を問わず、お互いを人生のパートナーとし、相互に協力し合うことにより、共同生活を行うことを約束したパートナーシップの関係であることを宣誓し、宣誓したことを市が証明する制度です。

また、二人（一方又は双方）の三親等内の近親者も含めて家族として、ファミリーシップ関係を宣誓することができます。

性的マイノリティの方に限らず、様々な事情により、婚姻の意思があっても、現行の民法および戸籍法上の婚姻制度では不都合などがあり、生きづらさを抱えている方（事実婚を含む）も対象となります。

3 定義

(1) 性的マイノリティ

自己の性別について戸籍上の性別と異なる認識をしている者又は恋愛感情若しくは性的関心の対象となる性別が異性のみでない者をいう。

(2) パートナーシップ

お互いを人生のパートナーとして、相互に協力し合うことにより、共同生活を行うことを約束した二者の関係をいう。

(3) ファミリーシップ

パートナーシップ及び、パートナーシップにある者の一方又は双方の子をはじめとした近親者（三親等内の者）その他市長が適当と認める者（以下「近親者等」という。）を含め、家族であると約束した関係をいう。

4 宣誓をすることができる方

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓をするには、二人が次の要件をすべて満たす必要があります。

(1) 双方が成年に達していること。（満 18 歳以上）

(2) 双方が東海市に住所を有していること又は、一方が東海市に住所を有し、他方が 3 か月以内に転入を予定していること。

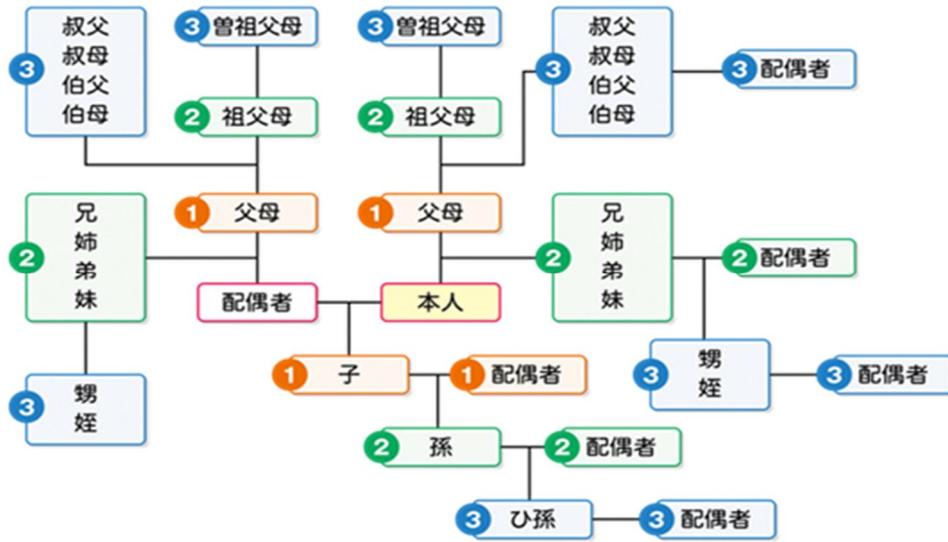
*転入予定の方は、宣誓の際に転入予定先の住所及び転入予定日を記載してください。転出証明書やアパートの契約書など、転入予定の事実が確認できる書類が必要です。

(3) 配偶者がいないこと。

(4) 宣誓者以外の方とパートナーシップ・ファミリーシップ又はそれに類する関係にないこと。

(5) 民法の規定により婚姻できない関係（近親者）でないこと。ただし、ともに宣誓しようとする者同士がパートナーシップに基づき養子縁組をしている、又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。

《パートナーシップ宣誓をすることができない近親者の範囲》



5 宣誓手続きの流れ

(1) 宣誓日の事前予約

宣誓希望日の7日前（土日祝日及び年末年始を除く。）までに、電話又はメールで予約をしてください。

* 宣誓ができる時間帯は、平日の午前9時から午後5時までです。

* 宣誓日時は状況などにより希望に添えない場合があります。

《予約連絡先》

総務部市民協働課

電話：052-613-7525 又は 0562-38-6136

メール：chiiki@city.tokai.lg.jp

● 県内他市町から転入される方 ●

東海市では、制度を利用している方が転入・転出する際に生じる負担の軽減を図るため、「パートナーシップ・ファミリーシップ制度の自治体間連携に関する協定」を締結しています。協定を締結している自治体から転入される場合は、予約の際にお伝えください。協定を締結している自治体については、ホームページでご確認ください。

(2) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓

予約した日時に、必要書類（5ページ参照）を持参の上、お二人そろってお越しください。

* 市職員の面前でパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書兼確認書に自署し、提出いただきます。

* 提出書類による要件確認及び本人確認を行います。

* ご希望に応じて、個室で対応します。

(3) 宣誓証明書等の交付

宣誓の日から約1週間後に宣誓証明書等を交付します。本人確認書類を持参の上お越しください。来庁が難しい方は、事前にご相談ください。

《交付書類》

- ① パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書…………… 1組につき1枚
- ② パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード… 1人につき1枚

6 宣誓時に必要な書類

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓をするには、要件確認のため次の書類が必要です。

(1) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書兼確認書

*様式は東海市役所市民協働課にあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

(2) 現住所を確認できるもの

住民票の写し又は住民票記載事項証明書（3か月以内に発行されたもの）を一人1通ずつお持ちください。

《転入予定の方》

*転出証明書、賃貸契約書などの転入予定の事実が確認できる書類をお持ちください。

*転入後は、住民票の写しを添付して「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓事項変更届」を提出してください。なお、宣誓日から3か月以内に転入されない場合は、宣誓が無効になることがあります。

(3) 婚姻をしていないことを証明する書類

戸籍抄本又は独身証明書（3か月以内に発行されたもの）を一人1通ずつお持ちください。

外国籍の方は、大使館等公的機関が発行する婚姻要件具備証明書など（日本語訳添付）をお持ちください。

(4) 本人確認ができるもの

(7ページ「◆本人確認ができる証明書の種類」参照)

(5) 通称を使用する場合に必要な書類

日常生活において使用していることが客観的に分かる通称が記載された書類を2種お持ちください。

(7ページ「◆通称が確認できる書類」参照)

(6) ファミリーシップ関係を証明できる書類

ファミリーシップの関係にあり、宣誓証明書等に近親者等の氏名及び生年月日の記載を希望するときは、「パートナーシップの方との関係を証明できる戸籍謄本又は戸籍抄本」をお持ちください。

ただし、上記(2)～(3)の書類をもって代えることができると認められる場合は、当該書類の添付を省略することができます。

(7) 近親者等の記載に関する同意書(15歳以上の近親者等に限り。)

ファミリーシップの関係にあり、宣誓証明書等に近親者等の氏名及び生年月日の記載を希望する15歳以上の近親者等に限り必要になります。

*様式は東海市役所市民協働課にあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

◆本人確認ができる証明書の種類

1枚の提示でよいもの	2枚以上の提示が必要なもの
<ul style="list-style-type: none"> • 運転免許証 • 写真付き住民基本台帳カード (住所地の市区町村で発行) • 旅券(パスポート) • 個人番号カード • 国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書 • 海技免状 • 小型船舶操縦免許証 • 電気工事士免状 • 宅地建物取引士証 • 教習資格認定証 • 船員手帳 • 戦傷病者手帳 • 身体障害者手帳 • 療育手帳 • 在留カード又は特別永住者証明書 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 写真の貼付のない住民基本台帳カード • 国民健康保険、健康保険、船員保険、又は介護保険の被保険者証 • 共済組合員証 • 国民年金手帳 • 国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年金証書 • 共済年金又は恩給の証書 <p>※学生証、法人が発行した身分証明書で写真付きのもの</p> <p>※国又は地方公共団体が発行した資格証明書のうち写真付きのもの(左記に掲げる書類を除く。)</p> <p style="text-align: right;">など</p>

◆通称が確認できる書類

各種郵便物、ハガキ、宅配便伝票、病院の診察券、各種会員証、電気・ガス・水道の請求書、社員証、学生証、健康保険、国民健康保険など

7 近親者等の記載の削除

宣誓書に氏名等を記載された 15 歳以上の近親者等は、申立書を提出することにより、当該近親者等が記載された宣誓証明書等から当該近親者等の氏名等を削除するよう申立てることができます。

【提出書類】

- ① パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する申立書
- ② 交付済みの「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書」、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード」

【必要書類】

本人確認ができるもの

(7ページ「◆本人確認ができる証明書の種類」参照)

8 宣誓証明書等の再交付

「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書」、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード」を紛失や汚損などしたときは、再交付の申請ができます。

【提出書類】

- ① パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等再交付申請書
- ② 交付済みの「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書」及び「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード」

*紛失の場合は②の提出は不要です。ただし、再交付を受けた後、宣誓証明書等を発見したときは、速やかに返還してください。

【必要書類】

本人確認ができるもの

(7 ページ「◆本人確認ができる証明書の種類」参照)

9 宣誓内容の変更

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の内容に変更があったときは、変更届を提出してください。

【変更の内容】

- ① 氏名（通称を含む。）の変更したとき
- ② 住所を変更したとき
- ③ ファミリーシップ対象者が対象でなくなったとき
- ④ 新たにファミリーシップ対象者を追加するとき

【提出書類】

- ① パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓事項変更届
- ② 変更内容のわかるもの（いずれも3か月以内に発行されたもの）
 - ・戸籍謄本（戸籍個人事項証明書）
 - ・住民票の写し（住民票記載事項証明書）
 - ・変更の内容が通称の場合は、日常生活において使用していることが客観的に分かる通称が記載された書類を2種お持ちください。
（7ページ「◆通称が確認できる書類」参照）
- ③ 交付済みの「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書」及び「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード」
住所変更の際は、再交付しません。
- ④ 近親者等の記載に関する同意書

*紛失の場合は③の提出は不要です。ただし、再交付を受けた後、宣誓証明書等を発見したときは、速やかに返還してください。④の提出は、15歳以上の近親者等をファミリーシップに追加する時に限ります。

【必要書類】

本人確認ができるもの

（7ページ「◆本人確認ができる証明書の種類」参照）

10 宣誓証明書等の返還

次のいずれかに該当するときは、返還届の提出と併せて、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書」及び「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード」を返還してください。

【返還が必要な時】

- ① パートナーシップの関係を解消したとき
- ② 一方が死亡したとき
- ③ 一方又は双方が市外に転出したとき
(東海市と連携協定を締結している自治体に転出し、当該自治体の長に対してパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の継続を申し出る場合を除きます。詳細は次ページをご参照ください。)
- ④ 宣誓の要件(2ページ「4 宣誓をすることができる方」参照)に該当しなくなったとき

【提出書類】

- ① パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等返還届
- ② 交付済みの「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書」、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード」

【必要書類】

本人確認ができるもの

(7ページ「◆本人確認ができる証明書の種類」参照)

11 自治体間連携について

東海市と連携協定を締結している自治体の中で転出入する場合、申告により、手続きが一部省略できる場合があります。

※連携協定を締結している自治体については、ホームページでご確認ください。

【東海市から転出する場合】

東海市から連携協定を締結している自治体へ転出する場合、東海市へのパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等の返還は必要ありません。申告の手続きは、各自治体のホームページなどをご確認ください。

【東海市に転入する場合】

連携協定を締結している自治体から東海市に転入する場合は、改めて東海市の「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書」及び「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード」を発行します。

【申告に必要な書類】

- ① パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書
- ② 転入前に交付を受けた受領証等類似書類
(宣誓証明書、宣誓証明カードなど)
- ③ 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(3か月以内に発行されたもの)を一人1通ずつお持ちください。

《転入予定の方》

* 転出証明書、賃貸契約書などの転入予定の事実が確認できる書類をお持ちください。

* 転入後は、住民票の写しを添付して「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓事項変更届」を提出してください。なお、宣誓日から3か月以内に転入されない場合は、宣誓が無効になることがあります。

④ 本人確認ができるもの

(7ページ「◆本人確認ができる証明書の種類」参照)

⑤ 通称を使用する場合に必要な書類

日常生活において使用していることが客観的に分かる通称が記載された書類を2種お持ちください

(7ページ「◆通称が確認できる書類」参照)

【申告に係る留意事項】

東海市から転入前の自治体に対し、「申告に基づき受領証等を交付した事実と申告に係る事項」を通知することに同意いただけない場合は、申告書の受付ができかねますので、ご了承ください。

【申告手続きの流れ】

4ページ「宣誓手続きの流れ」を参照ください。

12 宣誓の無効

虚偽の宣誓を行った場合や要件に反している場合などは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓を無効とし、宣誓証明書等の返還を求めます。

返還及び無効となった場合、宣誓証明書等の交付番号を市ホームページで公表することがあります。

13 Q & A

Q1 宣誓に費用はかかりますか。
宣誓や宣誓証明書の交付は無料です。ただし、宣誓の際に必要な戸籍抄本等の要件確認書類の交付手数料等は自己負担となります。
Q2 郵送やメールでも宣誓書を提出できますか。
郵便やメールでの宣誓はできません。本人確認とお二人の意思を確認させていただきますので、必ずお二人でお越しください。
Q3 なぜ、事前に予約や書類の提出が必要なのですか。
スムーズに届出を受理するため、また、個室での対応が必要かどうかについても確認させていただきたいため、事前予約をお願いしています。
Q4 代理人でも宣誓できますか。
代理人での宣誓はできません。必ず宣誓するお二人でお越しください。
Q5 宣誓書の記入は代筆でもよいですか。
文字を書くことが困難な場合には、お二人の立ち会いのもと、意思確認ができれば代筆でも可能です。
Q6 転入予定でも届出可能としているのはどうしてですか。
アパートなどの賃貸物件を探す際、借用や契約が困難な場合が少なくありません。そのため、お二人の関係を示す証明書として活用される場合を想定し、転入予定の届出を可能としています。
Q7 同居していないと宣誓できませんか。
必ずしも同居している必要はありませんが、お互いを人生のパートナーとして、共同生活において相互に協力し合うことを約束した関係であることが必要です。
Q8 外国で同性婚をしているカップルは宣誓できませんか。
日本国内では婚姻が成立していませんので、宣誓可能です。

<p>Q9 宣誓書証明書等は即日交付されますか</p>
<p>提出書類の確認、宣誓要件の確認、交付書類の準備にお時間をいただくため、即日では交付できません。約1週間で交付できます。</p>
<p>Q10 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書はどこで使えますか。</p>
<p>東海市が行うパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、市の要綱に基づいて実施するもので、法的効力は有しませんが、宣誓証明書等を提示することで家族として利用ができる制度やサービスがあります。市役所の手続きでは、市営住宅の入居申し込みなどの際に提示してください。</p> <p>制度の導入により、市民や事業者の皆様にも本制度に対する理解が広がり、お互いの人権を尊重しながら共生できる社会、多様性が受け入れられる社会の実現を目指していきます。</p>
<p>Q11 なりすましや偽装などの悪用をされませんか。</p>
<p>届出時に、独身であることを証明する書類等と、本人確認を行うために身分証明書の提示をいただき、なりすましなどの悪用を防止します。また、偽りその他の不正の手段により宣誓証明書等の交付を受けた場合は、交付番号を市ホームページで公表します。</p>
<p>Q12 パートナーと法的な関係を構築する方法はありますか。</p>
<p>婚姻に類似した法的関係性を構築する方法として、公正証書による遺言書の作成や、任意後見契約を結ぶ方法があります。詳しくは公証人役場へお問い合わせください。</p>